

8月の相談日・健康診査

相談名	日程	時間	相談員※内容・対象	会場・備考
法律相談	3日(月)、5日(水)、12日(水)、17日(月)、19日(水)、24日(月)、26日(水) 9月2日(水)、9日(水)、14日(月)、16日(水)、23日(水)、28日(月)、30日(水)	午後2時～5時 (1人25分) ※電話予約制	弁護士 ※金銭貸借、離婚、借地・借家、相続等の日常の法律問題について(1案件につき1回)	▷予約は相談日の1週間前の午前8時30分から受け付けます。 ▷8月17日(月)の法律相談の予約は、11日(火)から受け付けます。 ▷予約は直通電話☎22-2816または市民安全課市民相談係へ ▷参考資料があればお持ちください。
新型コロナウイルス法律相談	27日(木)	午後2時～5時 (1人25分) ※電話予約制	弁護士 ※新型コロナウイルス感染症に関連した法的な問題など	
交通事故相談	14日(金) 28日(金)	午後1時30分～4時 (1人35分) ※電話予約制	弁護士 ※交通事故の損害賠償・過失割合等	
登記相談	21日(金)	午後1時30分～4時30分 (1人30分) ※電話予約制	司法書士、土地家屋調査士 ※土地や家屋の登記、相続問題等	
相続・遺言等暮らしの手続き相談	25日(火)	午後1時30分～4時30分 (1人30分) ※電話予約制	行政書士 ※相続・遺言等暮らしの手続き等	
行政相談	11日(火)	午後1時30分～4時 (1人約60分、時間を短縮する場合あり)	行政相談委員 ※国等への苦情や要望等	電話相談のみ ▷予約不要、電話で市民安全課市民相談係☎22-1111へ ▷参考資料があれば、手元にご用意のうえ、電話してください。
身の上相談			休止	
消費者相談	月～金曜日 ※祝日を除く	午前10時～正午 午後1時～4時 ※第2・4火曜日は午後6時まで(休止の場合あり)	消費生活相談員 ※訪問販売や買い物のトラブル等	電話相談のみ ▷予約は消費者相談室専用電話☎22-6000へ ▷参考資料があれば、手元にご用意のうえ、電話してください。
福祉専門相談	11日(火) 26日(水)	午前9時30分～11時30分 ※電話予約制 午後6時～8時 ※電話予約制	弁護士 ※成年後見制度、遺言・相続等	福祉センター1階相談室 ▷予約は社会福祉協議会☎22-1233へ
労働相談	19日(水)	午後7時～9時 (1人40分) ※電話予約制	社会保険労務士 ※解雇、賃金不払い、時間外労働等労働問題全般の相談(パートタイムでお勤めの方も可)	市役所3階相談室 ▷予約は相談日の2日前までに商工観光課商工労政係へ(先着3人) ▷参考資料があればお持ちください。
住宅相談	20日(木)	午後1時30分～4時30分 (1人30分) ※予約制	青梅市住宅施策推進協議会所属の住宅関連団体 ※住宅の増改築や修繕に関する相談	市役所1階相談室 ▷予約は相談日の3日前までに住宅課住宅政策係へ ▷参考資料があればお持ちください。

総合病院 院長テレホン

院長が、病院運営などについてのご意見やご要望などを、電話でお受けします。

※医療相談はできません。

日時 8月24日(月)

午前9時～正午

電話 ☎22-3191



フレッシュランド西多摩

☆写真作品展

「フォト・まいまいず」による風景写真作品展を開催します。

日時 8月4日(火)～16日(日)

会場 フレッシュランド西多摩浴場施設館内

問い合わせ フレッシュランド西多摩

☎042-570-2626

8月の収益事業



ボートレース多摩川開催日

☆5日(水)～10日(祝)…G

1第34回レディースチャンピオン

☆16日(日)～21日(金)…

BTS大郷開設記念第22回大郷葉月杯

☆25日(火)～30日(日)…

第6回ホットマンカップ

電話投票会員募集中 午前9時～

午後6時に電話☎0120-

858-006でレポート加入受付センターへ

京王閣競輪

☆14日(金)～16日(日)…

富士通フロンテックカップ&ス

ポニチ杯(FII)



夏休み中の子どもの事故に注意

夏休みが始まると、多くの子どもたちが外に出かける機会が増えます。特に次の点に注意して過ごしましょう。

- ☆道路を横断する時は、遠くでも横断歩道や歩道橋を渡りましょう。
- ☆安全確認を必ず行い、止まっている車の前後から渡るのはいやめましょう。
- ☆自転車に乗る時は、必ずヘルメットをかぶりましょう。
- ☆ローラースケートやスケートボード等は、道路では乗ってはいけません。
- ☆自転車は車の仲間です。信号や標識を守りましょう。
- ☆自転車に乗る時は、必ずヘルメットをかぶりましょう。



問い合わせ 青梅警察署
☎22-0110、市市民安全課

携帯基地局からの電波によるテレビの受信障害と対策

3月19日に引き続き10月8日に、各携帯電話事業者が地上デジタル放送移行で空いた電波帯(700MHz帯)を使用して、試験電波の発射を行う予定です。

無償で工事を行います。影響の出る可能性の高い地区にお住まいの方、お知らせを送付のうえ、協会指定対策員が訪問し、対策作業を実施します。

この700MHz帯は地上デジタルテレビ放送で使用される電波帯に近接しているため、一部のテレビに「映像が乱れる」、「映らない」といった障害(受信障害)が発生する可能性があります。

影響の出る可能性の低い地区にお住まいの方、お知らせは影響の出る可能性が低い地区にもお届けしています。10月8日以降に影響が出た場合、700MHz帯テレビ受信障害対策コールセンター☎0120-700-012へご連絡ください。※IP電話等でつながらない場合は、☎050-3786-0700へご連絡ください。



問い合わせ 市民安全課
市民相談係

▽不審に思う場合は、「テレビ受信障害対策員証」の提示を求めるとともに、同コールセンターへご連絡ください。

受付時間 午前9時～午後10時
その他
▽作業者は、「テレビ受信障害対策員証」を携帯して訪問します。
▽費用を請求されることはありません。また、物品を販売することはありません。